

障害者手帳をお持ちの方

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方については以下のような料金の減額及び免除がございます。

(障害者手帳アプリ「ミライロ ID」もご利用いただけます。)

1、宿泊料金の減額(及び介護者1名)

チェックイン時に手帳等を提示してください。

※宿泊の予約は原則、10名様以上からお受け致します。

2、スポーツ施設使用料の免除

施設使用時に手帳等を提示してください。

※利用者の半数以上が障害者の場合に免除の対象となります。

(事前申請が必要)

3、トレーニング場使用料の免除

トレーニング場利用者講習会受講時及びトレーニング場使用時に手帳等を提示してください。

※トレーニング場のご利用には、事前に講習会の受講が必要です。

スポーツ総合センター